

監査公告第 14 号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から通知がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 28 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

公の施設の指定管理者監査結果にかかる対応報告

指定管理施設：山代スマートパーク

指定管理者：山代プラス

監査結果（指摘事項）と対応

所管課の監査結果

・指導について

当市は令和2年に「スマートシティ加賀」を宣言し、市全体としてスマートシティ化を進めており本公園はその一環として「テクノロジーを体験できる公園」として整備された。しかしながら、現状ではスマートパークのコンセプトが不明瞭である。建設部としては、通常行っている公園管理とは違う部分があり、ともすれば専門外になりがちであるが、設置理念を踏まえ指導してほしい。利用状況をみるとテクノロジーの体験学習施設の利用者が少ない。市では様々なテクノロジーを活用した事業を行っており、情報提供などの支援をしてもらいたい。また、企業誘致スペースの活用についても将来の本公園の利用者増に向け担当部局と積極的に連携していただきたい。

対 応

監査結果のとおり、本園の設置理念「テクノロジーが体験できる公園」が公園利用者からの視点にたつと抽象的で曖昧な印象を受ける点は否定できません。それゆえ、体験学習施設の利用者が少ない要因でもあると考えられることから、設置理念の具現化に向けて、より魅力ある事業を企画し、賑わいの創出に繋がる運営が必務であります。

市ではイノベーション推進部を中心に、市内小中学校の児童生徒へのプログラミング教育の実施や、社会人やその他学生に向けたIoT講習等、様々な取り組みを行っています。今後は市関連部署をはじめIT関連団体との連携を深め、これらのノウハウを活用したイベント等を実施するよう指導してまいります。

また、企業誘致スペースは当面の利活用に目途がたっていないことから、普通財産管理所管課等とも課題を共有し、将来の公園魅力向上に繋がる方策に

ついて考えてまいります。

指定管理者の監査結果

・利用促進について

開園初年度の令和4年度から、年間公園利用者数は目標値である15,000人を超えているものの、年々利用者数が減少している点は気がかりである。特にテクノロジーの体験学習施設の利用者が伸びておらず、例えば、加賀市イノベーションセンターとの連携など新しい取り組みが必要である。駐車場が広くなく、大きなイベントが開催できないことは考慮しなければいけないが、地元の山代地区の住民や小中学生及び旅館の宿泊客等への情報発信をさらに強め気軽に立ち寄れるようにして利用者の増加を図っていただきたい。

経理管理では帳簿等は整理されている。収支報告書に軽微な修正があったが次年度以降適切に対応していただきたい。利用者からの要望には全て対応しており、モニタリング結果も良好で施設管理は特に問題はない。加えて、災害対応では、災害発生時の一時避難所に指定されており、今後とも市や地域と連携し町中の避難所として、その役割を担っていただきたい。

対 応

年間公園利用者数が年々減少していることと、体験学習施設の利用者数が少ないことについては、課題であると認識しており、今後は、加賀市イノベーションセンターやコンピュータクラブハウス加賀等の関連団体と連携方法を検討するとともに、テナントである花屋とも連携を深め利用者やリピーターを増加させる施策を考えてまいります。

情報発信については、ホームページやSNS、広告雑誌等の広告媒体を現状よりも幅広く活用し、本園の認知度向上を図ります。また、イベントの情報発信は、周辺地域を含め学校等の各種施設へも個別に行うことで住民利用者の増加を図るとともに、旅館宿泊客等の観光利用者の増加に向け山代温泉の商店街や観光協会との連携を強化してまいります。

経理管理については、これまで以上に適切な帳簿の作成と企業体内での精査を実施するよう努めてまいります。

災害対応については、マンホールトイレや避難場所となる芝生広場等の適正な維持管理を徹底し、有事の際には関係機関と連携し一時避難所としての機能を発揮できるよう努めてまいります。